

議案第 60 号

東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部改正について

東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 5 年 1 月 2 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、東郷町職員の給与に関する条例の一部改正に準じ改正す
る必要があるからである。

東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和
46年東郷町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月
1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末
手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月
1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東郷町
議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支
給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案の概要

1 改正理由

東郷町職員の給与に関する条例（昭和35年東郷町条例第5号）の一部改正に
準じ、東郷町議会の議員の期末手当の支給割合を改正する必要があるからである。

2 改正内容

(1) 第1条関係

期末手当の支給割合を次のように改めること。（第6条第2項関係）

| 支給割合 | |
|----------|----------|
| 改正後 | 改正前 |
| 100分の175 | 100分の165 |

(2) 第2条関係

期末手当の支給割合を次のように改めること。（第6条第2項関係）

| 支給割合 | |
|----------|----------|
| 改正後 | 改正前 |
| 100分の170 | 100分の175 |

3 施行期日等

- (1) 2(1)の規定は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用すること。
- (2) 2(2)の規定は、令和6年4月1日から施行すること。